徳島県報

発行者　徳島県

発行所　徳島県企画総務部
法制監察課

定期第１００１号 令和８年１０月１６日発行

目　　次

【告示】

番　号	表　　題	担当課名
５１２	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
５１３	道路の区域を変更する件	高規格道路課
５１４	徳島県都市計画公聴会規則による公聴会を開催する件	都市計画課 まちづくり室

徳島県告示第５１２号

土地改良法（昭和24年法律第１９５号）第18条第18項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第19項の規定により次のとおり公告する。

令和８年10月16日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　土地改良区の名称

十八女土地改良区

２　退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住　　所
理　事	森　岡　嘉　広	森　岡　嘉　広	阿南市十八女町静65
同	久　保　喜　史	久　保　喜　史	同　　宮ノ前１３２
同	林　　正　延	林　　正　延	同　　静１１３
同	阿　竹　道　夫	阿　竹　道　夫	同　　75
同	竹　内　繁太郎	竹　内　繁太郎	同　　富岡町西新町72－14
同	田　辺　　浩	田　辺　　浩	徳島市北常三島町二丁目11－６
監　事	阿　竹　秀　樹	阿　竹　秀　樹	阿南市羽ノ浦町岩脇上平１０９－２
同	和　田　重　尚	和　田　重　尚	同　　十八女町宮ノ前77

徳島県告示第５１３号

道路法（昭和27年法律第１８０号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県美馬県土整備事務所において、令和８年10月16日から２週間一般の縦覧に供する。

令和８年10月16日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

道路の種類　一般国道

路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
４３８号	美馬郡つるぎ町貞光字日浦川向２２４番４地先から同３３１番２地先まで	旧Ａ	4.3～45.2	175.8
		旧Ｂ	10.2～42.2	101.0
	同	新Ｂ	10.2～42.2	101.0

徳島県告示第５１４号

徳島県都市計画公聴会規則（昭和44年徳島県規則第90号）第２条の規定に基づき次のとおり公聴会を開催するので、同規則第３条の規定により告示する。

令和８年10月16日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　日時

令和８年11月16日（月曜日）午後２時から

２　場所

阿南市富岡町あ王谷46　徳島県阿南地域連携事務所２階　中会議室

３　公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和８年11月11日（水曜日）までに、意見の要旨、意見を述べようとする理由並びに住所及び氏名を記載した書面を徳島県県土整備部都市計画課へ提出すること。

４　都市計画の素案の概要

⑴　都市計画の種類及び名称

徳島東部都市計画道路３・４・１４４号下大野南島線

⑵　主な変更内容

阿南市下大野町及び上中町で区域を変更する。

５　関係図書の縦覧場所及び縦覧期間

⑴　縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課及び道路整備課並びに阿南市都市整備部都市政策課及び建設部広域連携事業課

⑵　縦覧期間

令和８年10月16日（金曜日）から同月30日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前８時30分から午後５時15分まで

６　その他

⑴　公述する者がいない場合は、公聴会を開催しない。

⑵　この公聴会についての問合せは、徳島県県土整備部都市計画課（電話088-621-2563）へすること。